

三 監 第 68 号  
平成 21 年 8 月 20 日

三 豊 市 長 横 山 忠 始 様

三 豊 市 監 査 委 員 糸 川 昇

三 豊 市 監 査 委 員 金 丸 勉

平成 20 年度健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された平成 20 年度健全化判断比率を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

## 平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

### 1 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

平成 21 年 8 月 7 日から平成 21 年 8 月 14 日まで

### 3 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

健全化判断比率	平成 20 年度 (%)	平成 19 年度 (%)	早期健全化基準 (%)	対前年度 (%)
① 実質赤字比率	— (実質赤字なし)	— (実質赤字なし)	12.52	
② 連結実質赤字比率	— (連結実質赤字なし)	— (連結実質赤字なし)	17.52	
③ 実質公債費比率	12.6	13.4	25.0	△0.8
④ 将来負担比率	54.8	71.0	350.0	△16.2

#### (2) 個別意見

##### ① 実質赤字比率について

平成 20 年度の実質赤字比率については、実質赤字はない状態にあると認められる。

##### ② 連結実質赤字比率について

平成 20 年度の連結実質赤字比率については、連結実質赤字はない状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

平成 20 年度の実質公債費比率については、12.6%となっており、前年度より 0.8 ポイント改善されている。早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを大きく下回った状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

平成 20 年度の将来負担比率については、54.8%となっており、前年度より 16.2 ポイント改善されている。早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを大きく下回った状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。